

内部環境監査スペシャリスト申請の手引

内部環境監査スペシャリストへの登録を希望される方は、この手引に従って申請を行ってください。なお、この手引を含め資格基準、申請用紙類については CEAR* ホームページ (<http://www.jemai.or.jp/naibu/>) 等で最新版であることを確認してください。

また、申請に際し資格要件への適合の証明・説明責任は申請者にあることを認識いただき、正確かつ分かりやすい申請書を作成してください。

*CEAR (セアー) : 「環境マネジメントシステム審査員評価登録センター」の略
(Center of Environmental Auditors Registration)

1. 内部環境監査スペシャリストとは

内部環境監査スペシャリストの種類は「環境技術スペシャリスト」、「内部環境監査スペシャリスト」及び「内部環境監査シニアスペシャリスト」の3つあります。それぞれの資格基準は SE10 に規定されていますが、「環境技術スペシャリスト」の申請については「環境技術スペシャリスト申請の手引 (SEF1002)」をご覧ください。また、「環境関連国家資格」及び「業種分野」の登録申請についても「環境技術スペシャリスト申請の手引き (SEF1002)」をご覧ください。

2. 申請と評価結果通知について

1) 申請書類の提出方法

簡易書留など記録の残る手段で送付してください。申請の締切り (CEAR 必着) は毎月 15 日です。申請書類の送付先は最終ページをご覧ください。なお、CEAR へ直接持参しての申請は受け付けていません。

ただし、5 項の再認証の申請受付開始日及び締切日は、以下のとおりです。

- ・申請受付開始日 : 登録証有効期限の前々月 16 日
- ・申請締切日 : 登録証有効期限の前月 15 日

※有効期限が 1 月 9 日の再認証申請の場合も上記と同じです。

2) 結果通知

(詳細は「内部環境監査スペシャリスト登録手順 (SE20)」を参照願います。)
評価結果の通知は申請締切日後 1 か月以内に文書で通知します。

3. 提出書類

申請資格ごとに下記の登録申請書類の提出が必要です。

1) 「環境技術スペシャリスト」に単独で登録申請する場合

「環境技術スペシャリスト申請の手引 (SEF1002)」をご覧ください

2) 「内部環境監査スペシャリスト」に登録申請する場合

- ① 「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト登録申請書 (SDF1004)」
- ② 「研修修了証明書 (SDF1005)」
- ③ 「業務経験及び業種分野申告書 (SDF1007)」
- ④ 「内部環境監査実績記録 (SDF1006)」

「内部環境監査スペシャリストの資格基準 (SE10)」の 5.2 項 3) 号を満たす監査実績が必要です。

※本監査実績記録については、EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

- ⑤ 「誓約書 (JDF3001)」
- ⑥ 申請料及び登録料振込み記録の写し

【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】

「環境技術スペシャリスト」への同時登録も可能です。登録を希望する方は下記⑦及び／又は③の提出が必要です。同時登録申請をする場合、「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト登録申請書（SDF1004）」の1項の「環境技術スペシャリストへの同時申請」にチェックをしてください。なお、「環境技術スペシャリスト登録申請書（SDF1001）」の提出、「環境技術スペシャリスト」の申請料及び登録料は不要です。

環境関連国家資格を登録申請する場合（任意）

⑦「保有環境関連国家資格登録申請書（SDF1002）」

※登録証等のコピーを添付する必要があります。

5年以上の同一業種での業務経験に該当する業種分野を登録する場合（任意）

③「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

（申請日現在又は過去に CEAR 登録 EMS 審査員の資格を保有していた方は、環境関連業務の実績の記述は不要）

【申請日現在又は過去に CEAR 登録 EMS 審査員の資格を保有していた方】

a) 申請日現在、又は過去に CEAR 登録 EMS 審査員補に登録している方、及び、過去に CEAR 登録 EMS 主任審査員又は EMS 審査員の資格を保有していた方は、上記提出書類のうち、以下の提出は不要です。

②の「研修修了証明書（SDF1005）」の提出は不要です。

③の「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

※「環境技術スペシャリスト」に同時登録申請する方で、業種分野を登録する場合は提出が必要です。前述の【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】の項を参照してください。

b) 申請日現在、CEAR 登録 EMS 主任審査員又は EMS 審査員の資格を保有している方は、上記提出書類のうち以下の提出は不要です。

②の「研修修了証明書（SDF1005）」

③の「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

※「環境技術スペシャリスト」に同時登録申請する方で、業種分野を登録する場合は提出が必要です。前述の【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】の項を参照してください。

④の「内部環境監査実績記録（SDF1006）」

3) 「内部環境監査シニアスペシャリスト」に登録申請する場合

①「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト登録申請書（SDF1004）」

②外部研修機関による1日（6時間）以上の JIS Q 14001 (ISO14001) 内部監査員研修修了証のコピー

又は、CEAR 承認の環境審査員フォーマルコース、資格拡大コースの「研修修了証」のコピー

③「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

（環境関連業務の実績を記述）

ただし、「内部環境監査スペシャリスト」からの昇格申請の場合は不要です。

④「内部環境監査実績記録（SDF1006）」

「内部環境監査スペシャリストの資格基準（SE10）」の5.3項2)号を満たす監査実績が必要です。

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR 登録 EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

⑤「誓約書（JDF3001）」

「環境技術スペシャリスト」の登録要件を満たすために⑥及び／又は③の提出が必要です。なお、「環境技術スペシャリスト登録申請書（SDF1001）」の提出、「環境技術スペシャリスト」の申請料及び登録料は不要です。
下記の⑥及び③の記入例は「環境技術スペシャリスト申請の手引き（SEF1002）」を参照願います。

環境関連国家資格を登録申請する場合

⑥「保有環境関連国家資格登録申請書（SDF1002）」

※登録証等のコピーを添付する必要があります。

5年以上の同一業種での業務経験に該当する業種分野を登録する場合

③「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

（業種分野の登録に関する記述）

⑦「推薦書（SDF1008）」

※推薦者となれる方は、「内部環境監査スペシャリストの資格基準（SE10）」5.3項2)号のJIS Q 14001（ISO14001）への適合性監査に参加されていた「内部環境監査スペシャリスト」、「内部環境監査シニアスペシャリスト」、「CEAR登録EMS審査員」、「CEAR登録EMS主任審査員」のいずれか1名です。なお、前述した推薦者となり得る方が参加していない場合は、該当被監査者の監査プログラム管理者あるいは上司が推薦者になれます。

⑧申請料及び登録料振込み記録の写し

【申請日現在又は過去にCEAR登録EMS審査員の資格を保有していた方】

a) 申請日現在、又は過去にCEAR登録EMS審査員補に登録している方は、上記提出書類のうち以下の提出は不要です。

②の外部研修機関による1日（6時間）以上のJIS Q 14001（ISO14001）内部監査員研修修了証のコピー

③の「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

※「環境技術スペシャリスト」に同時登録申請する方で、業種分野を登録する場合は提出が必要です。前述の【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】の項を参照してください。

b) 申請日現在、CEAR登録EMS主任審査員又はEMS審査員の資格を保有している方は、上記提出書類のうち以下の提出は不要です。

②の外部研修機関による1日（6時間）以上のJIS Q 14001（ISO14001）内部監査員研修修了証のコピー

③の「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

※「環境技術スペシャリスト」に同時登録申請する方で、業種分野を登録する場合は提出が必要です。前述の【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】の項を参照してください。

④の「内部環境監査実績記録（SDF1006）」

⑦の「推薦書（SDF1008）」

※推薦者となれる方は、前⑦「推薦者」の※印部を参照願います。

c) 過去にCEAR登録EMS主任審査員又はEMS審査員の資格を保有していた方は

②の外部研修機関による1日（6時間）以上のJIS Q 14001（ISO14001）内部監査員研修修了証のコピーの提出は不要です。

4. 昇格申請

「内部環境監査スペシャリスト」から「内部環境監査シニアスペシャリスト」に昇格申請する場合

② 内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト登録申請書（SDF1004）」

②外部研修機関による1日（6時間）以上のJIS Q 14001（ISO14001）内部監査員研修修了証のコピー

※又は、CEAR承認の環境審査員フォーマルコース、資格拡大コースの「研修修了証」のコ

ピー

※現在又は過去に CEAR 登録 EMS 審査員に登録された方は提出不要です。

③「内部環境監査実績記録 (SDF1006)」

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR 登録 EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

「環境技術スペシャリスト」の登録要件を満たすために④及び／又は⑤の提出が必要です。なお、「環境技術スペシャリスト登録申請書 (SDF1001)」の提出、「環境技術スペシャリスト」の申請料及び登録料は不要です。下記の④及び⑤の書き方は「環境技術スペシャリスト申請の手引き (SEF1002)」を参照願います。

環境関連国家資格を登録申請する場合

④「保有環境関連国家資格登録申請書 (SDF1002)」

5年以上の同一業種での業務経験に該当する業種分野を登録する場合

⑤「業務経験及び業種分野申告書 (SDF1007)」

「環境技術スペシャリスト」登録済又は「内部環境監査スペシャリスト」の申請時に④及び／又は⑤を登録済の方で追加変更がない場合は提出不要です。

⑥「推薦書 (SDF1008)」

※推薦者となれる方は3項3号⑦「推薦者」の※印部を参照願います。

⑦申請料及び登録料振込み記録の写し

5. 再認証

登録後2年ごとに、継続して力量を持ち CEAR の登録要件に引き続き適合していることを確認するために再認証の手続きをしてください。

資格ごとに下記の登録再認証の申請書類の提出が必要です。

1) 環境技術スペシャリストに単独の登録再認証申請する場合

「環境技術スペシャリスト申請の手引 (SEF1002)」をご覧ください

2) 「内部環境監査スペシャリスト」に登録再認証申請する場合

①「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再認証登録申請書 (SDF1010)」

②「内部環境監査実績記録 (SDF1006)」

「内部環境監査スペシャリストの資格基準 (SE10)」の7.1.2項1)号を満たす監査実績が必要です。

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR 登録 EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

監査経験を積むことができなかった場合は、「専門能力の継続的開発 (CPD)」5CPD 時間分の実績をもって②に代えることができます。この場合は、EMS 審査員の「環境マネジメントシステム審査員 専門能力の継続的開発 (CPD) の手引 (AEF1110)」の審査員補の要件を準用します。「専門能力の継続的開発 (CPD) 実績記録 (ADF1208)」に必要事項を記入し提出してください。ただし、前回の再認証申請において CPD 実績を②の代わりにした場合は、続けて CPD 実績を②の代わりにすることはできません。(②の提出が必要となります。)

③申請料及び登録料振込み記録の写し

※①の「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再認証登録申請書 (SDF1010)」以外の登録内容に変更がある場合は、7項に従い手続きしてください。特に、環境関連国家資格を登録された方は有効期限の確認をお願いします。

なお、新たな教育関連国家資格及び/又は新たに5年以上の同一業種での業務経験を積み業種分野の登録申請をする場合は、7項の登録内容の変更ではなく、それぞれ「保有環境関連国家資格登録申請書(SDF1002)」、「業務経験及び業種分野申告書(SDF1007)」に記述し提出してください。これらによる料金は不要です。

【再認証の申請日現在、CEAR 登録 EMS 審査員及び主任審査員の資格を有する方】

②「内部環境監査実績記録(SDF1006)」は不要です。

3) 「内部環境監査シニアスペシャリスト」に登録再認証申請する場合

①「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再認証登録申請書(SDF1010)」

②「内部環境監査実績記録(SDF1006)」

「内部環境監査スペシャリストの資格基準(SE10)」の7.1.3項1)号を満たす監査実績が必要です

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR登録EMS審査員用の「JIS Q 14001(ISO14001)環境監査実績記録(ADF1205)」のコピーも可とします。

③申請料及び登録料振込み記録の写し

※①の「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再認証登録申請書(SDF1010)」以外の登録内容に変更がある場合は、7項に従い手続きしてください。

特に、環境関連国家資格を登録された方は有効期限の確認をお願いします。

なお、新たな教育関連国家資格及び/又は新たに5年以上の同一業者での業務経験を積み業種分野の登録申請をする場合は、7項の登録内容の変更ではなく、それぞれ「保有環境関連国家資格登録申請書(SDF1002)」、「業務経験及び業種分野申告書(SDF1007)」に記述し提出してください。これらによる料金は不要です。

【再認証の登録日時点でCEAR 登録 EMS 審査員及び主任審査員の資格を有する方】

②「内部環境監査実績記録(SDF1006)」は不要です。

6. 資格の失効

申請締切日までにこの再認証申請手続を行わなかった場合、資格は失効します。猶予期間(登録証の有効期限から3ヶ月)内に再認証申請することは可能です。

7. 登録内容の変更

登録内容の変更をする場合は、下記の書類の提出をしてください。

①「内部環境監査スペシャリスト登録内容変更届(SDF1013)」

変更申請料金はいただきませんが、登録証を再発行する場合は、1,000円(税抜)の登録証発行手数料をいただきます。

8. 再登録

資格失効日から5年以内であれば、資格の再登録申請をすることができます。再登録申請には下記の申請書類の提出が必要です。

1) 「環境技術スペシャリスト」に再登録申請する場合

「環境技術スペシャリスト申請の手引(SEF1002)」をご覧ください。

2) 「内部環境監査スペシャリスト」に再登録申請する場合

①「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再登録申請書(SDF1012)」

②「内部環境監査実績記録(SDF1006)」

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR

登録 EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】

同時登録申請をする場合、3 項 2) 号の【環境技術スペシャリストへの同時登録を希望する方】を参照願います。ただし、資格登録失効時と同じ内容で再登録申請する場合は、「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再登録申請書 (SDF1012)」1 項の「失効時と同じ「環境関連国家資格」及び／又は「業務分野」を登録する」にチェックしてください。なお、「環境技術スペシャリスト登録申請書 (SDF1001)」の提出、「環境技術スペシャリスト」の申請料及び登録料は不要です。

3) 「内部環境監査シニアスペシャリスト」に再登録申請する場合

① 「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再登録申請書 (SDF1012)」

② 「内部環境監査実績記録 (SDF1006)」

※本監査実績記録については、被監査者の責任者による証明が必要です。また、CEAR 登録 EMS 審査員用の「JIS Q 14001 (ISO14001) 環境監査実績記録 (ADF1205)」のコピーも可とします。

「環境技術スペシャリスト」の登録要件を満たすために、3 項 3) 号の枠内を参照願います。ただし、資格登録失効時と同じ内容で再登録申請する場合は、「内部環境監査スペシャリスト・シニアスペシャリスト再登録申請書 (SDF1012)」1 項の「失効時と同じ「環境関連国家資格」及び／又は「業務分野」を登録する」にチェックしてください。なお、「環境技術スペシャリスト登録申請書 (SDF1001)」の提出、「環境技術スペシャリスト」の申請料及び登録料は不要です。

9. 申請登録料金

申請の際は、別途定める「内部環境監査スペシャリスト評価登録料金表 (SD20)」に従い、申請料及び登録料を下記指定の銀行口座に振込み、振込み記録の写しを申請書類と一緒に送付願います。なお、振込みの際の手数料は申請者にてご負担願います。

振込先の銀行口座は下記のとおりです。

銀行口座：三菱 UFJ 銀行 (0005) 振込第一支店 (店番：313)

普通 No. 8 3 3 4 9 9 9

一般社団法人産業環境管理協会 (社) サングョウカンキョウカンリキョウカイ

10. 各様式の記入要領

一部の様式には記入例及び注意事項を各様式の別紙に記載していますので、参照願います。

問合せ先及び申請書類の提出先：

一般社団法人産業環境管理協会

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター (CEAR)

内部環境監査スペシャリスト事務局

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル 6F

TEL 03-5209-7714

FAX 03-5209-7719

naibu (at) cear.or.jp

※メール送信の際は、各メールアドレスの (at) を@に置き換えてご利用ください。

以上

内部環境監査スペシャリストの申請・登録における個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた個人情報は利用目的 (内部環境監査スペシャリスト登録業務) 以外での利用はいたしません。個人情報を適切に管理し、申請者・登録者の同意を得ている場合及び公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いて第三者に提供することはありません。また外部委託に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内で行い、守秘契約を締結し、適切な管理を実施します。

個人情報の確認 (開示)・訂正等を希望される場合は、CEAR までお申し出ください。